

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

私は、移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

(誓約事項)

- 1 木城町ひなた暮らし移住支援事業に関する報告及び立入調査について、宮崎県及び木城町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、木城町ひなた暮らし移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に木城町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職(要領第4の1(2)に該当する就職に限る。)を辞した場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から1年以内に起業支援事業に係る交付決定又は起業にかかる市町村長の承認を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさないことが明らかと市町村長が判断し、交付決定を取り消された場合：全額
 - (6) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に木城町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される木城町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。但し、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

年 月 日

木城町長 殿

申請者住所

署 名